

「どこからが虐待！？
これって虐待じゃないの！？」
～事例で学ぶ「高齢者虐待」
ケアマネジャーの発見能力アップ～

(公社)あい権利擁護支援ネット

理事 社会福祉士

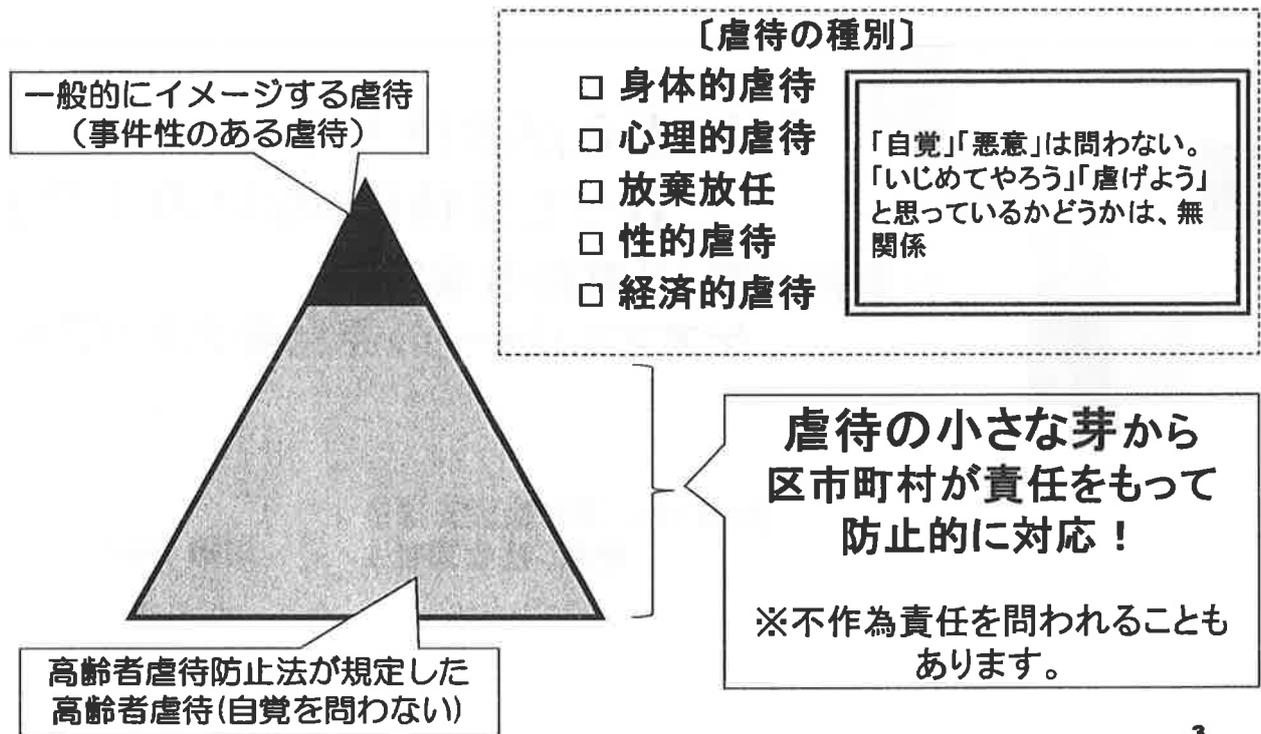
川端 伸子

1

高齢者虐待防止法には、虐待を理由にした処罰規定がある??

- 目的は高齢者の尊厳保持、権利利益の擁護
 - 虐待者を罰するためのものではなく、虐待を理由に処罰を定めた規定は、高齢者虐待防止法には存在しない
 - 養護者(虐待者)への支援をも謳った法律
- 養護者による虐待の対応責務は区市町村に有り
地域包括支援センターが専門機関として対応の中心を担う
 - 「養護者」とは、「高齢者(法律上は65歳以上の者を指す)を現に養護する」のことで、高齢者を養護している(あるいは養護することが期待される)同居・近居の親族等を指す
- 養介護施設従事者等による虐待の対応責務は区市町村・都道府県に有り
 - 「養介護施設従事者等」とは、介護保険法、老人福祉法で設置されている施設や事業で業務に従事しているものを指す

高齢者虐待防止法の「虐待」の考え方



3

ケース①

- 妻と二人暮らしの本人(男性、85歳、要介護3)。脳梗塞の後遺症で片麻痺あり。
- 訪問時、本人は廊下で倒れ、失禁して泣いているが妻は居間でTVを見ている。
- 妻にどうしたのか尋ねると「もう疲れた...」
- 介護保険サービスの利用を勧めても黙ったまま。
- もう一度、本人に話しかけてみましたが、「大丈夫、気にしないで欲しい」としか言いません。



■ どのような虐待(種別)が起きていると思われ
ますか？

■ このままにしておくと、どのようなことが起きる可
能性があると思いますか？

5



■ どのような背景・要因があって虐待が起きて
いると思いますか？

■ この世帯に対して、どのような関わり・支援が
あれば、虐待が解消できると思いますか？

6

マルトリートメントmaltreatmentについて

マルトリートメントmaltreatmentは、「虐待」「酷使」「冷遇」と訳されるものである。

Mal-は「悪・不良」「不」「不完全」

treatmentは「待遇」「扱い」を意味すると考えられる。

参考: 研究社「新英和中辞典」

(参考)マルトリートメント

諸外国では、「マルトリートメント」という概念が一般化している。
。諸外国における「マルトリートメント」とは、身体的、性的、
心理的虐待及びネグレクトであり、日本での虐待に相当する

。

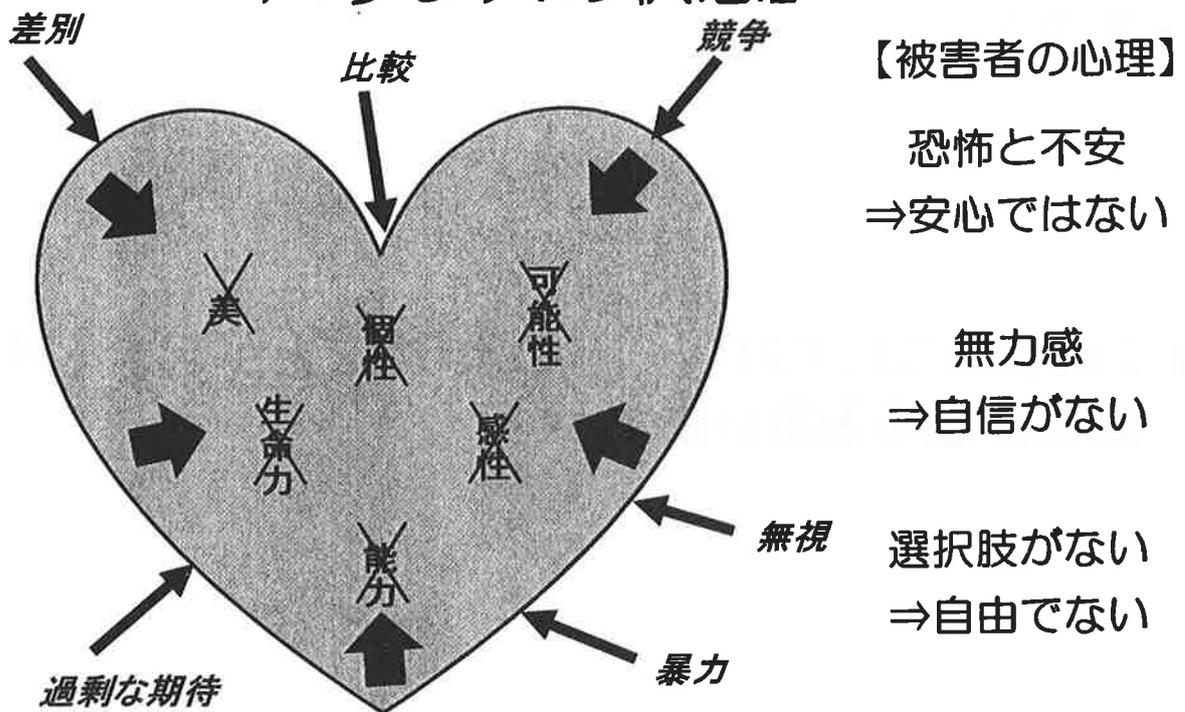
7

放棄放任(ネグレクト)の判断ポイント

- 放棄放任によって、高齢者の生活環境や身体・精神状態が悪化し見過ごせない状態か？
 - 放棄放任の虐待では、虐待者の7割が虐待しているという「自覚なし」
 - 介護・世話についての知識、技術が不十分であるために不本意ながら高齢者の尊厳を損なうような生活に陥っていることも多い
 - 一方で、意図的に必要な介護・世話を行わない深刻な事例もある

8

暴力や暴言を受け続けた人の特徴 「パワレスの状態」



※森田ゆり『エンパワメントと人権』(2005)を参考に作成

9

ケース②

- 訪問中、本人(女性、軽度麻痺あり、要介護1、同居の息子から介護を受けている)の額や頭の中の内出血斑に気付いたあなたに対して、本人から小声で「やられたの」・・・「私がこんなになっちゃったから、私が悪いんだけど」・・・「ホントはいい子なのよ」・・・「誰にも言わないでね」と言われました。
- 息子は介護休暇をたびたびとるため失職(息子からの説明)、現在、介護に専念して生活しています。
- 動きの悪い母親にいら立って「しっかりしろよ!」「いい加減にしてくれよ!」と言ったり、時間に遅れたヘルパーやデイサービスのお迎えに声を荒げる場面もありますが、介護そのものは熱心すぎるほど熱心にやっています。



■ どのような虐待(種別)が起きていると思われ
ますか？

■ このままにしておくと、どのようなことが起きる
可能性があると思いますか？

11



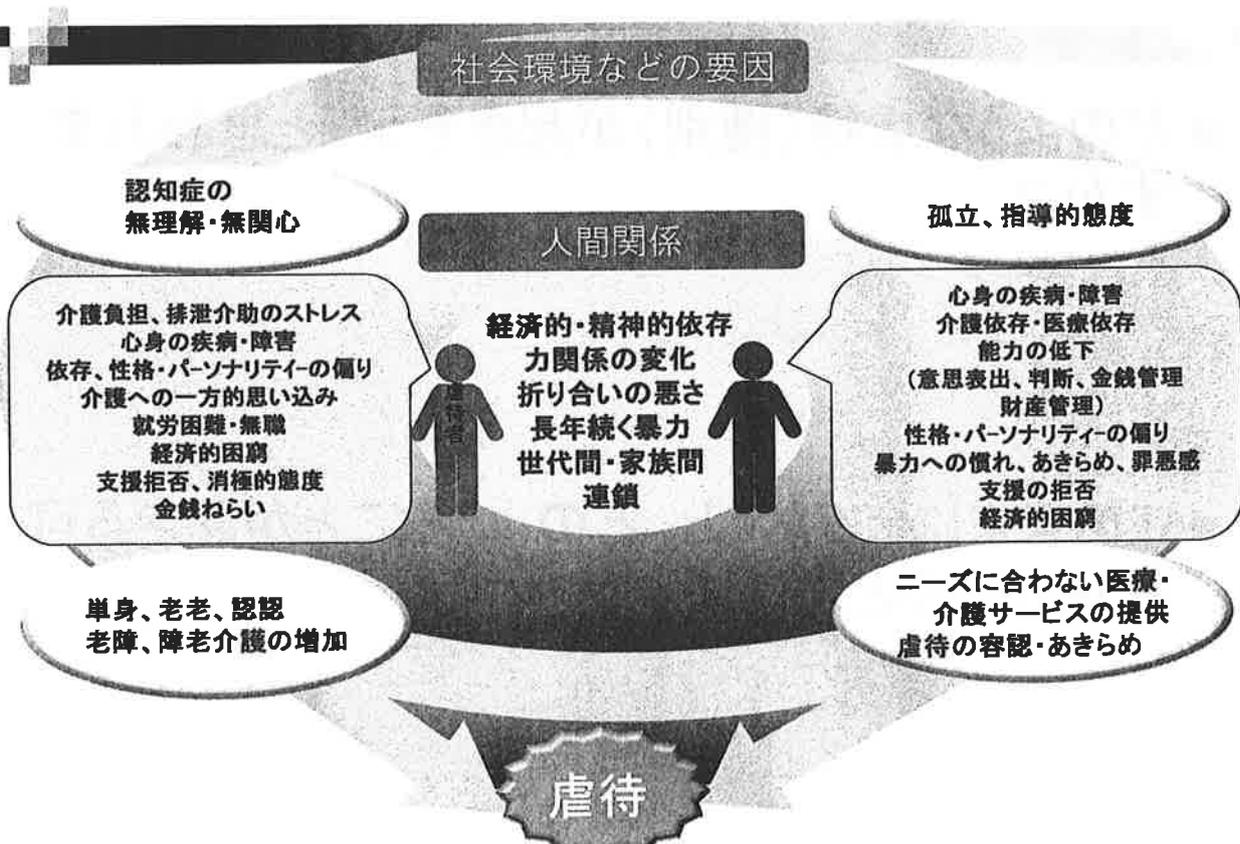
■ どのような背景・要因があって虐待が起
きていると思いますか？

■ この世帯に対して、どのような関わり・支
援があれば、虐待が解消できると思
いますか？

虐待であることの判断と告知

- 高齢者虐待であるという「虐待の判断」は区市町村と、地域包括支援センターとで判断するもの
- 児童虐待防止法上の「保護者への指導」と、高齢者虐待防止法上の「養護者への相談、指導、助言」の違いがあるため、サポートイヴな対応もとっている
 - 親権と扶養義務のちがい
- 高齢者虐待の場合、「虐待である」という告知を養護者(虐待者)に必ずしもしているとは限らない
- 「虐待」という言葉から「相続廃除」(民法892条)を連想する養護者もいて、「虐待」という言葉の使用には慎重になっている

13



東京都パンフレット「高齢者虐待防止と権利擁護」を基に一部改変

14

ケース③

- 1年前に夫を亡くした本人(女性、86、要支援1、脳梗塞後遺症軽度麻痺)。夫の葬儀を手伝ってくれた甥が「心配だから」と、同居をしてくれました。
- 一緒に暮らしはじめてから、甥よりケアマネ宛に連絡があり「自分が面倒をみるから、サービス利用を止めたい」と全サービスを断る連絡が入りました。
- その後、しばらくしてから、本人が近隣の家に「食べるものを頂戴」と尋ねてきて、近隣通報が地域包括支援センターに入りました。どうやら、食費を月に3千円渡される以外は、甥に、金銭を管理されてしまっているようだという連絡です。

■ どのような虐待(種別)が起きそうだと思いますか？

■ このままにしておくと、どのようなことが起きる可能性があると思いますか？

- どのような背景・要因があって虐待が起きていると思いますか？

- この世帯に対して、どのような関わり・支援があれば、虐待が解消できると思いますか？

17

経済的虐待の判断ポイント

- 家族が本人の財産を管理することについて高齢者が納得しているか？
- 財産の管理について高齢者の意思に基づいているか？
↓
- 合意せざるを得ない状況におかれていないか？
- 本人の意思が表面的なものである可能性は？
- 高齢者本人の生活や医療・介護に支障が出ていないか？

怯えは？

諦めは？

<高齢者の判断能力が不十分な場合>

- 財産上の不当取引による被害の防止(第27条)
- 成年後見制度の利用促進(第28条)

18

高齢者虐待防止法で認められている 区市町村権限の行使

- 老人福祉法上のやむを得ない事由による措置及びそのための居室の確保(第9条2項、第10条)
 - 施設入所だけでなくショートステイやデイサービス等も可
 - 本人の同意は要、家族の同意は不要
 - 独居認知症の人、このままでは虐待になりそうな事例にも措置は適用可
- 面会制限(第13条)
- 立入調査及び警察署長への援助要請(第11、12条)
「生命・身体に重大な危険が生じているおそれ」
- 成年後見制度の区市町村長申立(第9条2項)

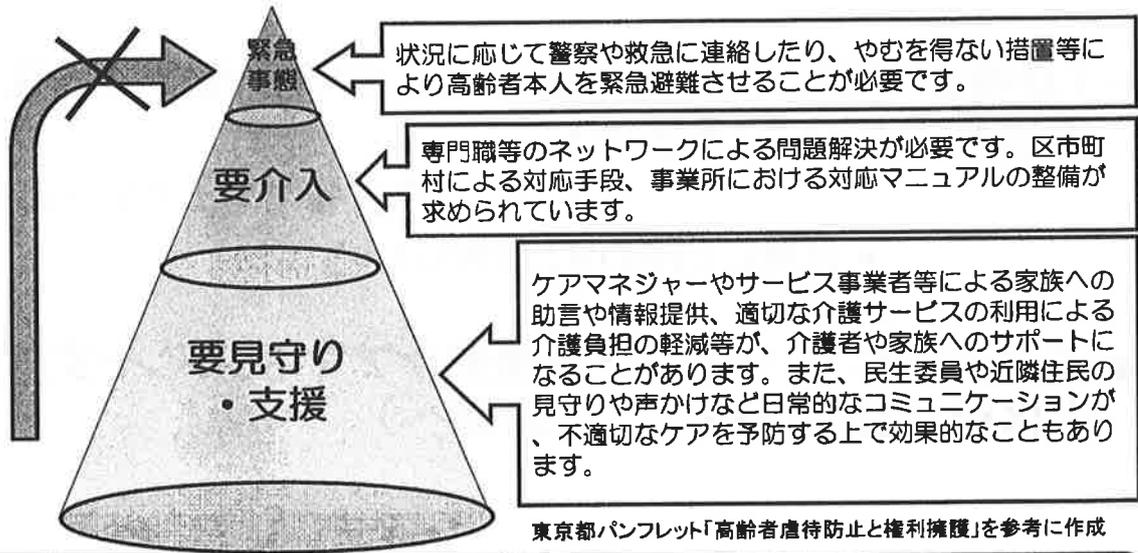
19

どんな対応があるのか？

- 在宅を継続しながら虐待を解消した事例
- 施設入所後、新たな関係を築いた事例
- 施設への措置入所、第三者後見人選任によって、完全に分離した事例
 - 後見人によって、新たな関係を築いた事例
 - 後見人選任後も関係が修復できない事例

虐待の程度に応じた対応方法

「見守りと言いつ名の放置
にならないように」

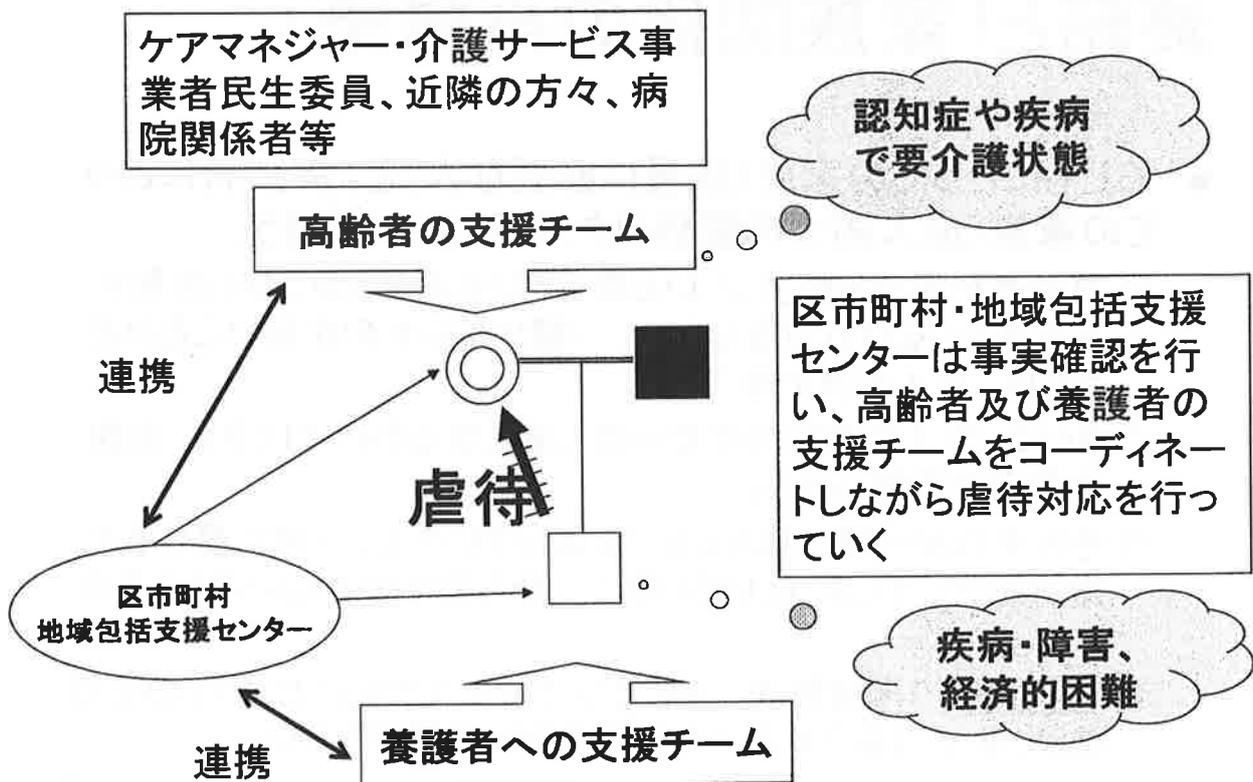


「適切な役割分担」「評価」「モニタリング」が大切！

(例) 「誰が、何を、どのように関わるのか。どのようなことに気づいたら、どこ(誰)に、どのような方法で連絡(報告)するのか。またその計画はいつまでか？」

21

養護者による高齢者虐待の対応イメージ



目指すべき虐待対応の終結

- 「虐待が解消し、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまで」

(厚労省マニュアル p.13より)

- 分離して終わりとは限らない
- 必要に応じて、包括的・継続的ケアマネジメント支援へと移行(但し、最終的には終結へ)

終結と「家族関係の再構築」

- 子どもにとっての家族(成長に必要な人)と、高齢者にとっての家族(成人同士の関係)は、意味合いが違う。
 - 高齢者が家族と暮らしたいと思っているかどうか、から出発する支援をしなければならない。一緒に暮らすのが良いことかどうかは、本人が決めること。
 - さらに、本人の意向だけで一緒に暮らせるわけではなく、家族の意向や事情もある。
 - それぞれが一緒に暮らしたいと思っても、一緒に暮らすと虐待が生じてしまうというパターンから抜け出せないこともある。
 - 家族関係の再構築は、同居でなければできないというものではない。必ず目指されなければならない目標でもない。

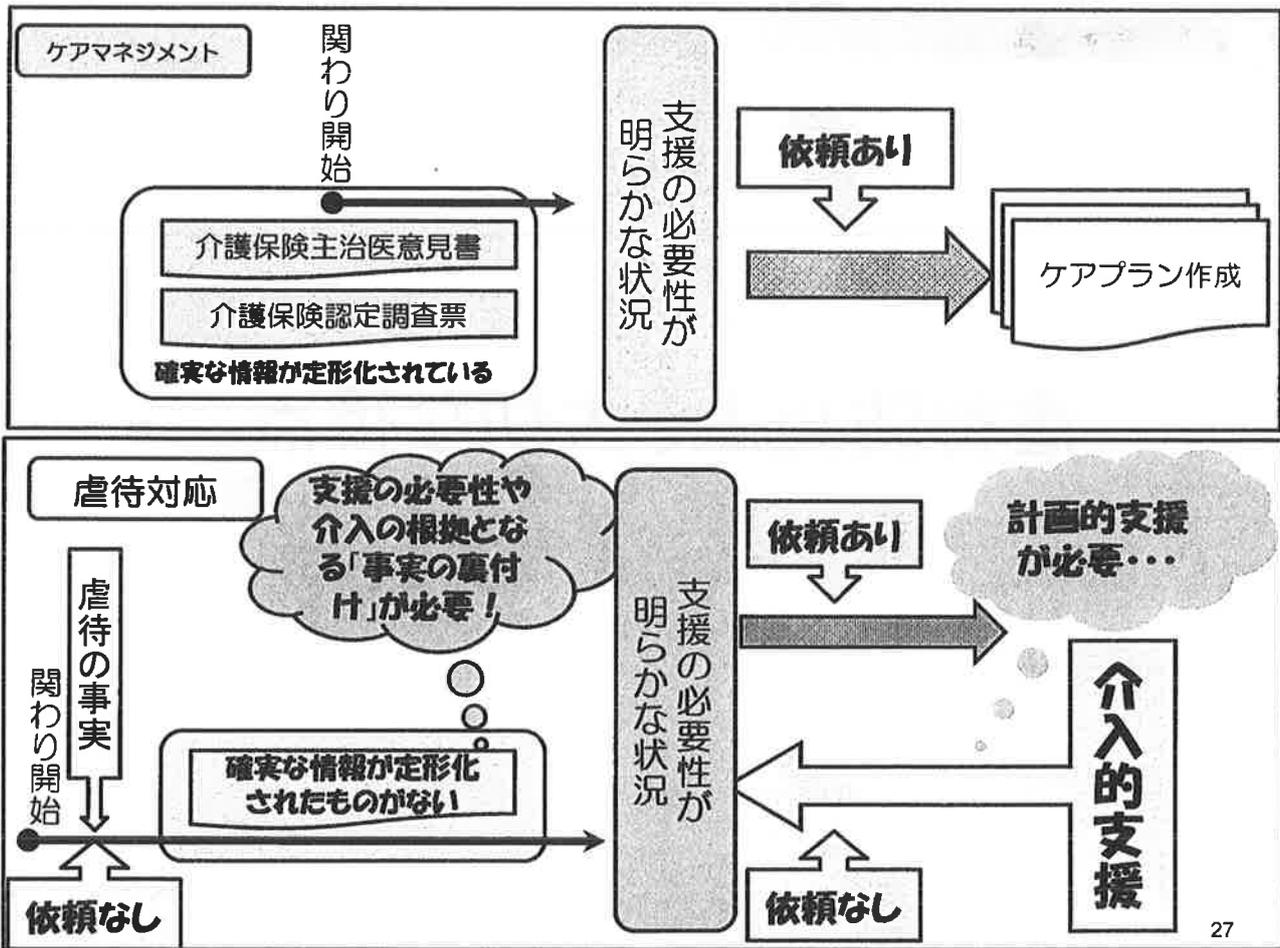
虐待防止上、大切な視点

25

通報・相談のポイント

- 早期発見努力義務(第5条) 確かめるよりもまず、
「知らせる」ことが先！
 - 虐待は、あると思われなければ見えてこない
- 通報義務 > 様々な守秘義務(第7条)
- 高齢者虐待を受けたと「思われる」状態で通報できる
 - 証拠や根拠がなくても通報できるようになっている
- 通報者を特定させるものを洩らさずに対応が行われる
- 「虐待になる前に相談しよう」「不適切かもしれないから言っておこう」と考えて、地域包括に相談しよう
 - 「虐待だから通報しよう」と考えるよりも前に！
- 「見たまま」「聞いたまま」を知らせ、記録する
 - 虐待という言葉を記録する必要はない

26



27

サービス担当者会議と個別ケース会議の違い

■ サービス担当者会議

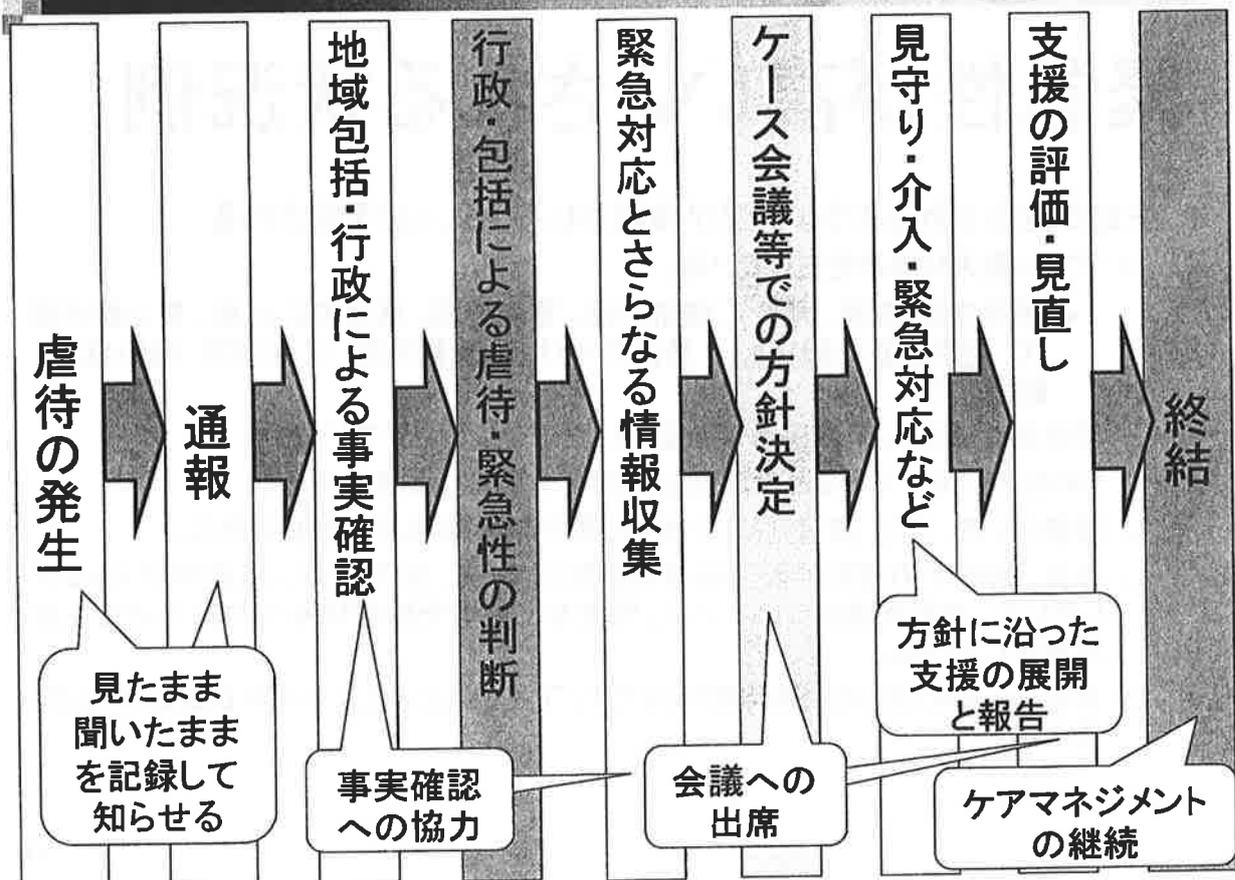
- 利用者と事業者との「契約」に基づいて立てられるケアプランに基づく
 - 利用者や介護する御家族の出席を基本とし、その意向に基づいて、プラン内容を決定していく

■ 個別ケース会議

- 高齢者虐待防止法の「法的責務」に基づいて立てられる支援計画
 - 虐待を解消するための課題に着目し、関係する機関の具体的行動計画を策定する(会議には原則、本人も家族も出席しない)

介護サービス事業者等と 地域包括支援センターの役割の違い

- 介護サービス事業者等は、契約に基づいて関わり、高齢者の日常を支えるケアを担当
(虐待対応中もケアを担当)
 - 高齢者虐待防止法における発見努力義務・通報義務、支援協力及び連携の役割
- 区市町村・地域包括支援センターは、高齢者虐待防止法の法的責任に基づいて関わり、虐待を解消するための計画を担当(ポイントの関わり)
 - 虐待対応における事実確認、支援計画の策定は地域包括・区市町村の役割



「緊急性」への意識

- 「緊急対応」は110番対応、119番対応だけではない
 - 「何かあってから」ではなく「何か起こる前」をとらえる
 - 分離・保護の必要性
 - 生命・生活存続のための、そのほかの緊急対応の必要性
 - 高齢者の財産の保護等の必要性
- 緊急対応について例示されているものだけを緊急性の目安にするのではなく、「本人の心身の状況」「養護者の心身の状況」「周囲の環境」の関係を総合的にとらえて、柔軟に緊急性を予測することが大切

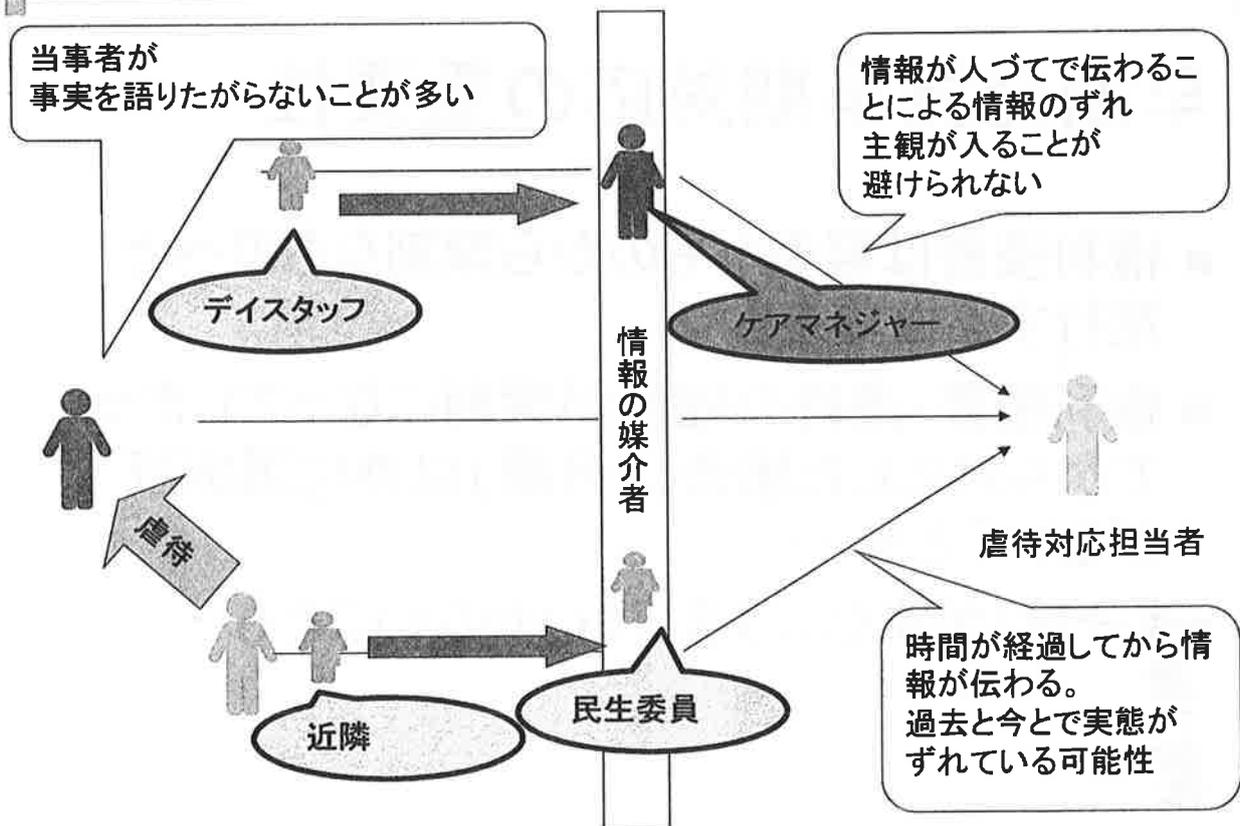
31

緊急性が高いとされる状況例

- 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
 - すでに重大な結果を生じている。
 - 頭部外傷(血腫、骨折)、腹部外傷、意識混濁、重度のじょく創、重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、重症のやけど、栄養失調、全身衰弱、強い自殺願望など
 - 感染症や重度の慢性疾患があるのに医療を受けさせていない。
 - うめき声が聞こえるなどの深刻な状況が予測される情報がある。
 - 器物(刃物、ビン、食器など)を使った暴力の実施もしくは脅しがある。
 - 年金、預貯金の搾取や財産の使用制限によって、電気・ガス・水道等がストップしている。食料が底をついている。医療や必要な介護を利用させないことで状態が悪化している。
 - 自宅から締め出され、長時間戸外ですごしていることにより心身状況の悪化が見られる。

32

- 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある。
 - 虐待を理由として、本人の人格は精神状態に著しい歪みが生じている。
 - うつ症状や解離状態の出現、養護者を見るとおびえる、震える等
 - 家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている。
 - 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない。
 - 虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない。
 - 虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない。
 - 暴力や世話の放棄を繰り返し、支援機関との接触。助言に応じないまま状況を悪化させている。
 - 深刻に高齢者本人の保護を求めている。
 - 高齢者本人が明確に保護を求めている。
 - 高齢者本人から「殺される」「〇〇(養護者)が怖い」「何も食べていない」等の訴えがあり、実際にその兆候が見られる。
 - 養護者より「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがあり、切迫感がある。
- ※「口に出して表現できているから大丈夫」というとらえ方をしないことに注意！



虐待を防止していくために心がけておきたいこと

- 誰でも虐待に至る可能性があり、どこでも起こりうるという認識
 - 「〇〇ができない、だから『ダメな家族』』というレッテルが、家族も本人も追い詰める。
- どこでも起こりうることだけれど、「そのままにしてよいこと」ではないという意識
 - そこにある「痛み」や「悲しみ」をそのままにしないために、知らせ、行動する。それは、本人や家族を否定することではなく、新たな関係の構築支援となる。

早期発見早期対応の重要性

- 権利侵害は軽微なものから深刻なものへと進行する性質をもつ。
- 権利侵害・虐待の程度が深刻になってしまっ
てから対応した場合、「分離」以外に選択肢
がないことも…
- 「分離」がすぐにうまくはいかないことも…

虐待って言うのは可哀想？

- 虐待・・・abuse、maltreatmentは「不適切ケア」
- 虐待者を責めるためのものではなく、ひどい虐待の事態を防止するための公的支援を始めるための言葉
- 保健医療福祉関係者には早期発見努力義務・通報義務・高齢者の保護の施策に協力する努力義務があり、区市町村・地域包括支援センターには対応責務がある

私たちが気づき、行動することで
護れる権利、救える命がある

37

参考文献

厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』平成18年4月

東京都『高齢者虐待防止に向けた体制構築のために―東京都高齢者虐待対応マニュアル―』平成18年3月

埼玉県『高齢者虐待対応の手引き』平成19年3月

日本高齢者虐待防止センター編『高齢者虐待防止トレーニングブック』中央法規 2006

日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会『高齢者虐待防止法活用ハンドブック』民法研究会 2007

森田ゆり『エンパワメントと人権』解放出版社 1998

日本社会福祉士会『高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル実践ガイド』中央法規 2010

日本社会福祉士会『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』中央法規 2011

東京都福祉保健局「東京都高齢者権利擁護推進事業 高齢者虐待事例分析検討委員会 高齢者虐待事例分析検討報告書」平成25年3月

あい権利擁護支援ネット監修『事例で学ぶ「高齢者虐待対応ガイド」』中央法規 2013

38

●養護者による高齢者虐待類型の例

区分	主体	具体的な例
i 身体的虐待	<p>養護者（高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外の者）が</p> <p>（第2条2項、同条第4項第1号）</p>	<p>①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。など <p>②本人に向けられた危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。¹など <p>③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させる時に無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など <p>④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。など）。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>養護者（高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外の者）が</p> <p>（第2条2項、同条第4項第1号）</p>	<p>①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。など

¹ 「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を發揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要ではない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することが出来ます。

区分	主体	具体的な例
	<p>養護者（高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外の者）が</p> <p>（第2条2項、同条第4項第1号）</p>	<p>②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。など <p>③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。など
iii 心理的虐待	<p>養護者（高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外の者）が</p> <p>（第2条2項、同条第4項第1号）</p>	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片づけをしやすという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機など、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。など
iv 性的虐待	<p>養護者（高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外の者）が</p> <p>（第2条2項、同条第4項第1号）</p>	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすという目的で、下半身を裸にしたリ、下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス・性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。など
V 経済的虐待	<p>養護者又は高齢者の親族が</p> <p>（第2条第4項第2号）</p>	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。など

「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」中央法規、p.5～6を参考に、主体部分を追加